4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Isaka Shigetaka, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Paper advertisement
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A
⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　10 January 2025
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1　Nishi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan Tel. 03―3591―5251 E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和６年11月20日
支出負担行為担当官
気象庁総務部長　小林　豊
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　掲載日　令和６年３月１日（号外政府調達第39号）
2　訂正内容　気象第21号　1⑵「13. Ａ重油購入（啓風丸分）５回目　約200ＫＬ」、1⑷「13. 令和６年12月17日」、1⑸「13. 東京」、3⑶「13. 令和６年11月21日17時00分」、3⑷「13. 令和６年12月２日14時00分」、3⑸「13. 令和６年12月３日14時00分」、5⑶「13. 5th contract : Marine Diesel Fuel, about 200ＫＬ」、5⑷「13. 17 December 2024」、5⑸「13. Tokyo」、5⑺「13. 2 December 2024　14 : 00」をそれぞれ削除する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年11月20日
独立行政法人
都市再生機構　東日本都市再生本部
本部長　西野　健介
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　虎ノ門二丁目地区（再）基盤整備その他工事
⑶　工事場所　東京都港区虎ノ門二丁目、赤坂一丁目　他
⑷　工事内容
道路工　幅員Ｗ＝15.0m・延長Ｌ＝約220m（特別区道1014号線）
幅員Ｗ＝19.5m・延長Ｌ＝約150m（特別区道1032号線）
造成工　盛土＝約3,900㎥（大使館前広場）
鋼製橋梁工　幅員Ｗ＝約５m、橋長Ｌ＝約50m、鋼製橋脚２基、橋台３基、階段２箇所、（エレベーター（建屋含む）１基（1032号線横断デッキ）
排水工　φ300mm、開削Ｌ＝約45m、小口径推進Ｌ＝６m、組立式人孔３基
造園工　大使館前広場約2,500㎡／赤坂・虎ノ門緑道約1,200㎡、植栽（高木約110本、中・低木約10,000本、地被類約20,000株、石張約500㎡、その他修景施設）
電気・機械設備　一式
施工検討業務　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和12年３月29日まで。
⑹　工事の実施形態
①　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て書面による入札方式に代えることができる。書面による入札の承諾申請に関しては、東日本賃貸住宅本部総務部調達管理課に承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに書面による入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページhttps://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.htmlにて公開）による。
②　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格の確認並びに「施工実績」及び「簡易な施工計画」に関する資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式、タイプＢ）の工事である。
③　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
④　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。
⑤　本工事は２⑬に掲げる特例監理技術者配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事である。
⑥　本工事は施工のために必要な、施工計画検討及び関係機関協議（以下「施工検討業務」という。）を含むものであり、その内容については施工検討業務特記仕様書による。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における令和５・６年度の一般競争参加資格において、「土木工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、別途再審査により「土木工事」の再認定を受けていること。）また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。
⑶　単体企業にあっては当機構東日本地区における令和５・６年度の一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）
⑷　共同企業体とする場合は、次に掲げる条件を満たすこと。
①　共同企業体における代表者は、当機構東日本地区における令和５・６年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観点数が1,200点以上であること。
②　共同企業体の構成員については、当機構東日本地区における令和５・６年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観点数が1,150点以上であること。なお、共同企業体の構成は２または３社とし、各構成員の構成比率は２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上とする。
③　その他共同企業体の構成基準及び申請等については入札説明書による。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。